

介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ)

開催要項

1. 目的

現任の介護支援専門員を対象に、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、介護支援専門員の資質向上を目的とします。

なお、本研修は介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な“更新研修(実務経験者向け)”を兼ねるものとします。

2. 受講対象者

更新研修 介護支援専門員証の有効期間が1年以内(令和8年3月31日まで)に満了する場合

→有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者、又は従事していた経験を有する者で、全日程に参加できる者

専門研修 介護支援専門員証の有効期間が1年以上ある場合

→現在、介護支援専門員として実務に従事している者(就業後3年以上)であって、全日程に参加できる者

※介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、本研修と併せて“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”の受講が必要です。令和8年3月31日までに有効期間が満了する方で、“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”が未受講の方は、“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”の開催要項をご覧ください。

但し、有効期間の更新が2回目以降で、かつ、前回更新の際、“専門研修、並びに更新研修(実務経験者対象)”を受講し、介護支援専門員証を更新された方は、本研修の受講のみで更新可能です。

詳細は(別紙)“介護支援専門員の研修体系フロー図”をご確認ください。

※令和3年度介護支援専門員実務研修を受講された方は、介護支援専門員として実務に従事する事業所において、3日間以上のOJT等を受け「介護支援専門員実務研修実習特例措置対象者OJT等実施報告書」を徳島県長寿いきがい課に提出済みの方、もしくは、令和4年度実施した令和3年度(延期分)「介護支援専門員実務研修」の実習に参加された方のみ、本研修を受講いただけます。

※介護支援専門員としての実務経験の範囲は以下の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものです。

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

但し、これらの事業所又は施設において就労したとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認めて差し支えありません。

3. 研修日程 別紙「日程表」のとおり

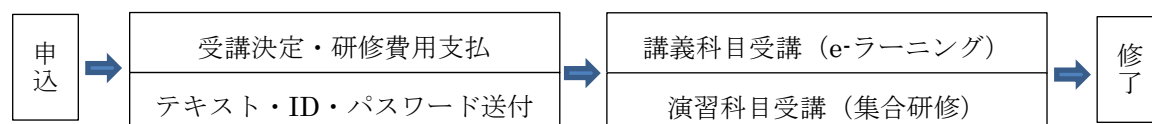
講義(e-ラーニング) 11科目

演習 8科目(4日間)

4. 定員 200名程度(定員を超えた場合は、次の方を優先に、先着順により決定いたしますので、ご了承ください。)

- ① 介護支援専門員証の有効期限が令和8年3月31日までに満了する方
- ② 現在、介護支援専門員として従事されている方

5. 申込みから研修修了までの流れ すべての受講が修了の要件となります。



6. 研修方法

(1) 講義科目: オンライン研修 (動画視聴e-ラーニング)

(2) 演習科目: 集合研修のみ

【e-ラーニングについて】

e-ラーニングとは、インターネットを利用した学習形態です。自宅や職場のパソコン(※推奨)等を利用して、Web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。

各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。

- ・ IDとパスワードを、申し込んだメールアドレスに送付します。
- ・ 受講の進捗状況は事務局が常時確認しています。受講が滞っている場合、メールや電話にて受講を促すことがあります。
- ・ e-ラーニングの受講期間の延長はいかなる理由があっても認められませんので、必ず期間内に受講を終えるように計画的に取り組んでください。
- ・ 各講義の後に確認テストがあります。動画視聴とともに、こちらも必ず取り組んでください。
- ・ e-ラーニングの視聴は、2人以上で視聴されても、パスワードを入力した人のみの視聴となり他の方は未視聴(未受講)となりますので、ご注意ください。
- ・ 受講期間中は、e-ラーニング動画を繰り返し何度でも視聴できます。

7. 受講料等

合計 21,380円 (受講料 16,000円 テキスト代 4,400円+送料 980円)

※お支払い方法については決定通知にてご連絡いたします。

※テキストは希望先へ個別発送いたします。(6月下旬にテキスト到着予定)

※テキスト送付に際し必要な情報(氏名・住所)は出版社宛に連絡します。

※テキストは「4訂／介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅱ」を使用します。令和6年度より研修カリキュラムが改定となり、3訂以前のテキストとは内容が異なりますので、お持ちでない方は必ず購入してください。

8. 受講申込

受講申込に必要な下記の【提出書類】に必要事項をご記入の上、必ず全て揃えて、**郵送または持参**にてご提出ください。(受講申込書だけの受付は行っておりませんのでご注意ください。)

- ☐ 【提出書類①】受講申込書1(原本)
- ☐ 【提出書類②】受講申込書2(原本)
- ☐ 【提出書類③】フローチャート
- ☐ 【提出書類④】実務経験証明書(原本)
(※本年度の“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”でご提出頂く方は、写しでも構いません。
但し、実務従事期間が受講要件に満たない場合は無効です。)
- ☐ (該当者のみ) 該当する研修の修了証明書(写し) ※フローチャートをご確認ください。

※研修の受講申込みにあたっては、別紙“受験資格および提出書類確認用フローチャート”および“介護支援専門員研修体系フロー図”をよく読んでいただき、ご自身の専門員証の有効期間の確認及び受講が必要な研修を確認のうえ受講申込みを行ってください。

※FAX、E-mail 等での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

- ※提出物に不備がある場合は、受講申込の受付ができませんので、ご注意ください。
- ※ご提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- ※災害時等の緊急時に備え、携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号の記載をお願いします。
- ※開催要項、申込書等の様式は徳島県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

【URL】<https://fukushi-tokushima.or.jp/kenshu/training-cat/cat3/>

【二次元コード】



9. 申込期限 **令和7年5月16日(金) 午後5時 必着**

※申込期限を過ぎた場合は、申込の受付はできませんので、ご了承ください。

10. 受講決定について

受講決定通知については、令和7年6月中旬に申込書の「決定通知・テキスト及び資料郵送先欄」にご記入いただいた宛先へ発送する予定です。6月20日(金)までに通知が届かない場合は、事務局までご連絡ください。

11. 事前課題の提出について

- ・本研修では、受講開始前の本会の指定する期日までに課題(事例検討に使う事例)などをご提出いただきます。
 - ・課題などの様式及び提出方法については、受講決定の通知の際、周知いたします。
- ※事例の提出ができない方は研修の受講ができません。

12. その他

- ・全ての研修日程を受講修了した場合に、受講修了証明書を交付します。e-ラーニングの未受講、課題の未提出及び演習について遅刻・早退・欠席があった場合は、受講修了証明書の発行ができない場合がありますので、ご注意ください。
- ・自然災害等の理由により、研修開催が困難であると判断した場合、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、本会のホームページにて速やかにお知らせするとともに、順次、申込書に記載のお電話番号にご連絡いたしますので、必ず連絡のつくご連絡先の記載をお願いいたします。

【受講申込・受講要件問い合わせ先】

〒 770-0943

徳島市中昭和町1丁目2県立総合福祉センター3階

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会福祉人材センター人材育成支援担当

TEL: 088-654-8383 FAX: 088-657-1311

E-mail: caremanager2@tokushakyo.jp

※お問い合わせやご質問については、原則メールでお願いします。

(電話回線が混み合っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。)

【更新制度・登録関係問い合わせ先】

徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当 TEL: 088-621-2213

教育訓練給付制度に関するお願い

教育訓練給付制度とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

介護支援専門員**更新研修**課程Ⅱにおいて、令和6年4月1日より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました。
(※専門研修課程Ⅱについては、講座指定を受けていないため、給付対象となりません。)

◆ 支給までの流れ ※一連の手続きはご自身で行っていただく必要があります。

受講開始日の2週間前までに必要な手続き

- | | |
|---|---|
| 1. 訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成する
2. 居住地のハローワークに必要書類を提出し受給資格確認手続きを行う | 【受講開始日】 令和7年6月24日
【指定番号】 3622002-2410013-3 |
|---|---|

研修申込～研修初日までに行う手続き

- | |
|---|
| 1. 研修の申し込みとは別に、「給付希望者連絡書」に必要事項を記入し、 集合研修初日 に事務局に提出する
(研修の修了および給付を保証するものではありません)
※受講料の振込は受講者本人の名義で行ってください |
|---|

研修修了日の翌日から1か月以内に必要な手続き

- | |
|--|
| 1. 今年度中に全日程を受講修了された方は、研修最終日に徳島県社会福祉協議会より次の書類を配布
○ 教育訓練給付金支給申請書
○ 支給申請書記載に当たっての注意事項
○ 教育訓練修了証明書
○ 教育訓練経費に係る領収書
※指定講座の修了証明書等は、該当する研修の修了基準を満たさない場合はお渡しすることができませんのでご了承ください。
2. 研修最終日に配布した書類等必要書類を 研修修了日の翌日から1か月以内 に居住地のハローワークにて給付申請手続きを行う |
|--|

【問い合わせ先】

教育訓練給付制度の一連の手続き：お近くのハローワーク、労働局

領収書および修了証明書の発行等：徳島県社会福祉協議会(TEL:088-654-8383)

◆ 研修修了後のアンケートのお願い

令和8年10月頃に通知いたしますので、教育訓練給付制度の利用の有無にかかわらず、アンケートにご回答ください。アンケート回答数の実績によっては、本研修の「教育訓練給付制度」の指定が取消となる場合もございます。研修受講者の金銭的負担が少しでも軽減される状況が続きますよう、皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度 介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ) 日程表

1. 講義科目(eラーニング)

視聴開始日	視聴期日	受講形態	研修科目	動画時間
6 月 24 日 (火)	～8月25日(月)	動画視聴のみ	第1章 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	2時間21分
			第2章 ケアマネジメントの実践における倫理	2時間24分
			第3章 リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	1時間27分
	～9月3日(水)	動画視聴及び集合研修	第4章-1 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	1時間22分
			第4章-2 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	2時間37分
			第4章-3 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	2時間35分
			第4章-4 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	1時間26分
			第4章-6 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	1時間8分
			第4章-7 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	1時間23分
			第4章-5 心疾患のある方のケアマネジメント	1時間19分
第4章-8 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント			2時間2分	
～9月16日(火)				
～9月23日(火)				

2. 演習科目

	日程	会場	研修時間	研修科目
第1回 集合	【Aコース】 8月26日(火) 【Bコース】 8月27日(水)	【A・Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:00 ～ 9:25	受付
			9:25 ～ 9:30	オリエンテーション
			9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-1 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-2 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
第2回 集合	【Aコース】 9月4日(木) 【Bコース】 9月11日(木)	【A・Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:00 ～ 9:25	受付
			9:25 ～ 9:30	オリエンテーション
			9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-3 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-4 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
第3回 集合	【Aコース】 9月17日(水) 【Bコース】 9月18日(木)	【A・Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:00 ～ 9:25	受付
			9:25 ～ 9:30	オリエンテーション
			9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-6 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-7 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
第4回 集合	【Aコース】 9月24日(水) 【Bコース】 9月27日(土)	【Aコース】 あわぎんホール 4階 大会議室 【Bコース】 グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオ ホール	9:00 ～ 9:25	受付
			9:25 ～ 9:30	オリエンテーション
			9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-5 心疾患のある方のケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-8 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

令和 7 年度介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ) 受講開始までの流れ

5/16(金)

【申込期限】 ※午後 5 時必着

★提出書類（※提出前に必ずご確認ください。）

- ☐ 【提出書類①】 受講申込書 1（原本）
 - ☐ 【提出書類②】 受講申込書 2（原本）
 - ☐ 【提出書類③】 フローチャート
 - ☐ 【提出書類④】 実務経験証明書（原本）※今年度【課程Ⅰ】受講予定の方は写し可
 - ☐ 該当する研修の修了証明書（写し）※フローチャートにて要確認
- ※郵送または持参にてご提出ください。

6月中旬

【受講決定通知発送】

※6月20日(金)までに届かない場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。
(TEL: 088-654-8383)

【テキスト到着予定】 ※希望者のみ

お支払い方法については、受講決定通知にてご連絡いたします。

6月下旬

【事務局よりメール送信】 6月24日(火) 午後5時までに

●オンライン研修システム（講義動画視聴）受講用ID等

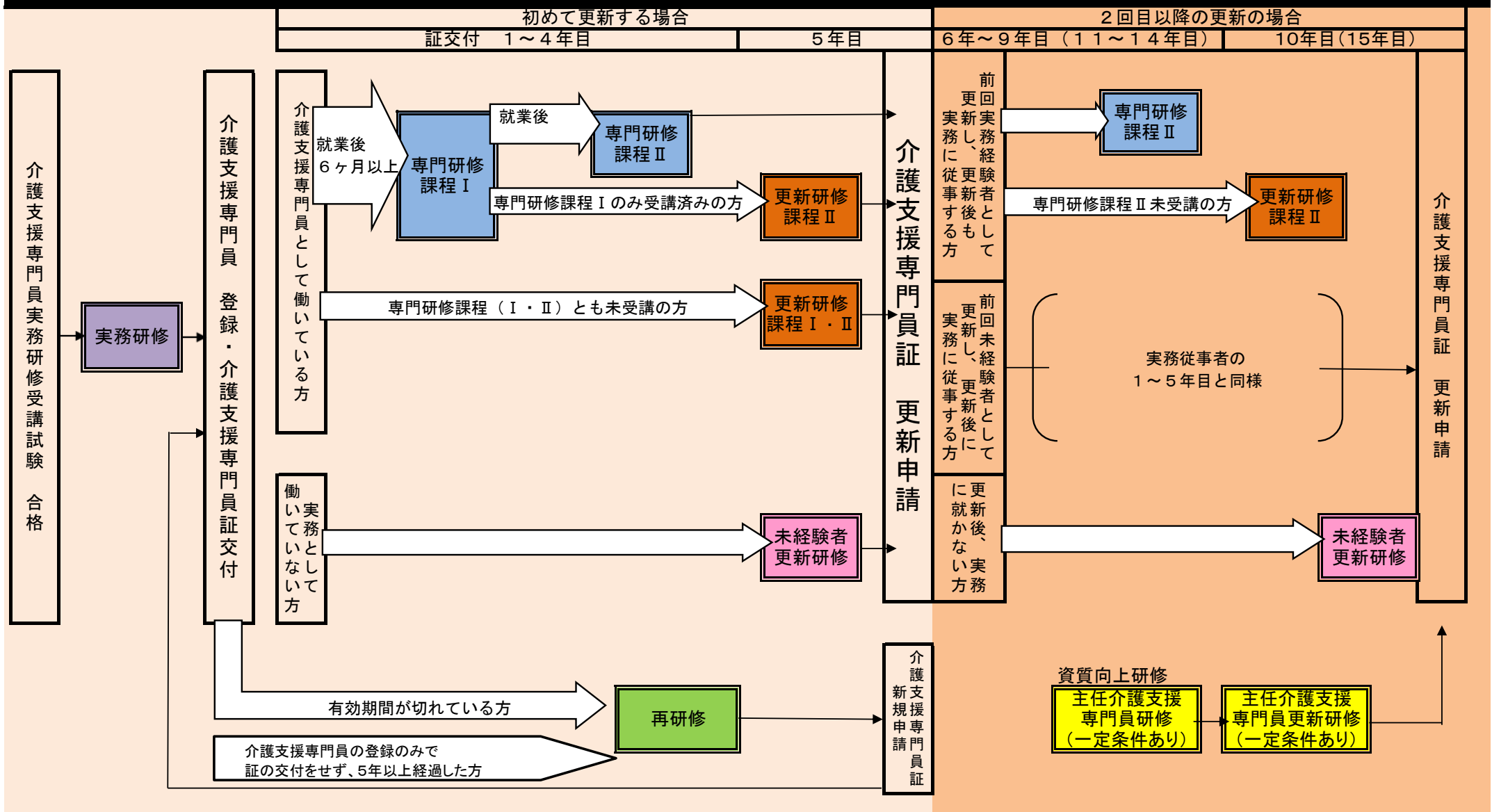
※「caremanager2@tokushakyo.jp」のアドレスが受信できるように受信設定をご確認ください。

※翌日の6月25日(水)になっても届かない場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。(TEL: 088-654-8383)

受講者登録完了後、随時オンライン研修システムにて講義動画視聴開始

講義科目の動画視聴スケジュールは、別紙【日程表】をご確認ください。

介護支援専門員の研修体系フロー図 (研修受講の参考としてください。)



介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ) 研修受講における同意書

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
会 長 吉 岡 宏 美 様

私は、介護支援専門員研修を受講するにあたり、下記事項を遵守しなかった場合は、受講取消等の指示に従うことを同意します。

1. 研修で使用する個人情報等は受講者自身で適切に管理します。また、研修内で知り得た個人情報についてはもちろん、私自身が発信する情報も適切に管理します。
2. 研修内容の録画・録音・複製、SNS への投稿等は、いかなる理由があっても一切行いません。
3. 研修中の受講態度を観察し、不適切と判断された場合、当該科目は未修了となり、振替受講・次年度持越受講等の代替措置に従います。
(不適切な例) 研修中の離席が頻回である、居眠り、スマホ操作、研修に集中していない、
研修の進行を妨げる、演習に参加しない等々
4. 研修中は、講師や関係者等の指示に従うほか、主体的・意欲的かつ積極的に研修を受講いたします。
5. 講師及び関係者、他の受講生のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害することのないよう留意します。
6. 研修期間における提出物は、必ず期限を守り、不備なく提出します。
7. 特定一般教育訓練制度の受講前手続きを完了した場合であっても、当該年度に研修修了基準を満たさない場合は受給対象とならないことを理解しました。

提出書類 ①

令和 7 年度 徳島県介護支援専門員更新研修・専門研修（課程Ⅱ）受講申込書 1

介護支援専門員証	登録番号（8桁）		有効期間満了日		☐ 主任ケアマネ 資格を取得している場合はチェック
			R 年 月 日		
（フリガナ） 氏 名			生 年 月 日		年 齢
			S・H 年 月 日		歳
実務従事状況	現在、介護支援専門員業務に 1 従事している 2 従事していない				
介護支援専門員 受験時の資格 （該当する番号に○印）	1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 保健師 5 助産師 6 看護師 7 准看護師 8 理学療法士 9 作業療法士 10 社会福祉士 11 介護福祉士 12 精神保健福祉士 13 言語聴覚士 14 歯科衛生士 15 柔道整復師 16 栄養士（管理栄養士含む） 17 その他相談職 18 その他（ ）				
現 住 所 ※実際に居住されている 住所を御記入ください	（〒 - ）				
	携帯電話 - -			電話 - -	
現勤務先 ※就労していない場合は 「なし」と記入	法人名			事業所名	
	所在地	（〒 - ）			
	電話	- -		FAX	- -
事業所種別 （該当する番号に○印）	1 居宅介護支援事業所 2 地域包括支援センター 3 在宅介護支援センター 4 小規模多機能型居宅介護支援事業所 5 通所介護 6 訪問介護 7 訪問看護 8 介護老人福祉施設 9 介護老人保健施設 10 介護療養型医療施設 11 特定施設入居者生活介護事業所 12 認知症対応型共同生活介護事業所 13 その他（ ）				
有効期間内の 実務経験年数	年 ヶ月 ※有効期間の開始日からR7年6月までの期間で記入してください。 ※複数事業所での実務経験がある場合は通算の期間を記入してください。				
介護支援専門員証 （写し）貼り付け欄	介護支援専門員証（写し） 糊で貼り付けしてください （※セロテープ貼付不可）				

提出書類 ②

令和 7 年度 徳島県介護支援専門員更新研修・専門研修（課程Ⅱ）受講申込書 2

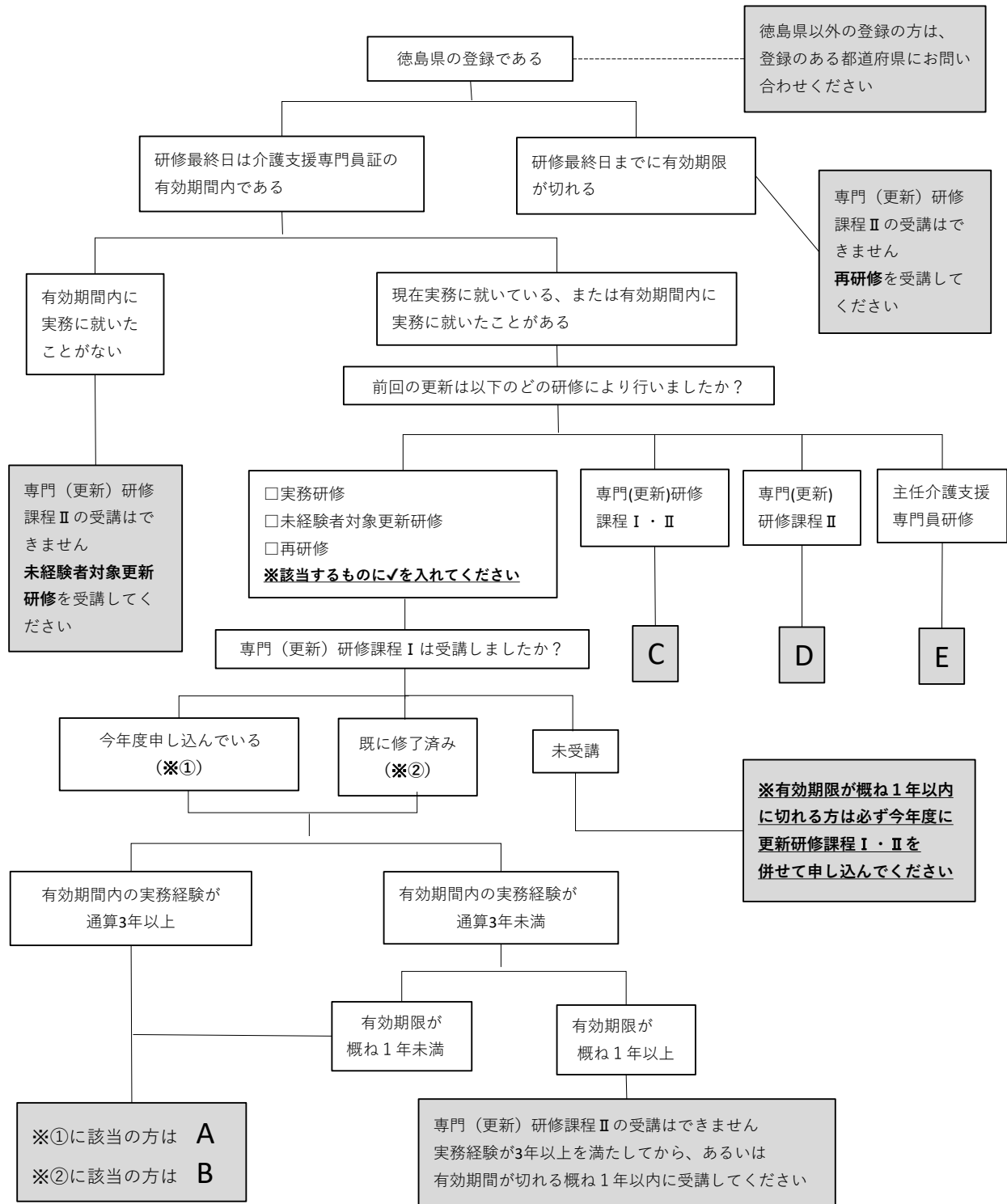
受講料等	テキスト購入	1 要 2 不要	合計金額 円	☐ 受講料：16,000円 ※以下は希望者のみ ☐ テキスト代：5,380円 (送料込み)
郵送物の郵送先	1 自宅 2 勤務先			
連絡先の希望	1 携帯電話 2 勤務先			
メールアドレス	※迷惑メールフォルダに振り分けられ届かない場合がある為なるべく携帯メール以外のメールアドレスをご使用ください。 ※メールアドレスはなるべく個人専用のものを用意してください。 ※「1（イチ）」と「I（エル）」、「0（ゼロ）」と「O（オー）」、「_（アンダーバー）」と「-（ハイフン）」など 紛らわしい英文字、数字には振り仮名を付けてください。			
	@			
演習科目受講 希望コース (希望する方に○印)	A コース ・ B コース ・ どちらでもよい			
提出書類のパターン (該当するものに○印)	A ・ B ・ C ・ D ・ E (提出書類 3 のフローチャートで確認してください)			
同意書確認 ※必ず☑を入れてください。	☐ 別紙「研修受講における同意書」について内容を確認し、理解した			

◆令和 3 年度 実務研修を受講された方のみ

実習について (該当する番号に○印)	1 実習代替措置として、従事する事業所にて 3 日間以上のOJTを受け、 OJT等実施報告書を県長寿いきがい課に提出した 2 令和 3 年度（延期分）実務研修における 3 日間の実習に参加した
-----------------------	--

※提出期限：令和 7 年 5 月 1 6 日（金）【必着】FAX不可

受講資格および提出書類確認用フローチャート



提出書類

※フローチャートで確認し、該当するアルファベットを○で囲んでください※

- A：実務経験証明書（写し可）・実務研修／未経験者対象更新研修／再研修の修了証（写し）
B：実務経験証明書（原本）・課程Ⅰの修了証（写し）
C：実務経験証明書（原本）・課程Ⅰ・Ⅱの修了証（写し）
D：実務経験証明書（原本）・課程Ⅱの修了証（写し）
E：実務経験証明書（原本）

提出書類 ④

※有効期間内において介護支援専門員として従事している事業所、実務従事事業所が複数ある場合は、有効期間内(直近の5年間)で従事していたすべての事業所で証明書を取得してください。

※1事業所につき1枚、当該証明書を作成してください。

※代表者印は個人印ではなく、施設・事業所等の公印をご捺印ください。

実務経験証明書

令和 年 月 日

徳島県社会福祉協議会会長 殿

所在地

施設名又は事業所名

代表者氏名

印

電話番号

当法人・当事業所における、下記の者の実務経験は以下のとおりであることを証明します。

氏 名		生年 月 日	昭和 年 月 日 平成
介護支援専門員 登録番号			
施設名又は事業所名			
実務従事期間	※介護支援専門員証の有効期間(5年間)内の実務従事期間を西暦で御記入 年 月 日～ 年 月 日 ※現在も実務に従事されている場合は、実務開始年月日のみ御記入ください。		

【注意事項】

1 「実務従事期間」

- ①介護支援専門員証の有効期間内(直近の5年間)の3年以上の実務従事期間について記入すること。複数枚提出する場合は、期間の合計が3年以上となっていること。
- ②実務従事事業所が複数ある場合は、有効期間内(直近の5年間)で従事していたすべての事業所で証明書を取得すること。
- ③現在も従事している場合は、実務開始年月日のみ記入すること。

2 介護支援専門員としての実務経験の範囲は次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものである。

- ①居宅介護支援事業所(管理者《兼務も可》も実務経験有りと見なされます)
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

但し、これらの事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。(居宅介護支援事業所管理者は除く)